

山梨県在籍型出向等支援協議会 設置要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、山梨県在籍型出向等支援協議会（以下「地域協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成員等

地域協議会は、別紙（裏面）に掲げる者を参集者として構成する。

3 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関する事。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

4 守秘義務

構成員等は、地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 事務局

地域協議会の事務局は、山梨労働局職業安定部に置く。

6 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。
令和4年2月10日から改正する。

山梨県在籍型出向等支援協議会 構成員

1 経済団体

山梨県経営者協会、甲府商工会議所、富士吉田商工会議所
山梨県中小企業団体中央会、山梨県商工会連合会

2 労働者団体

日本労働組合総連合会山梨県連合会

3 関係行政機関

山梨労働局職業安定部、甲府公共職業安定所、富士吉田公共職業安定所
財務省関東財務局甲府財務事務所
経済産業省関東経済産業局地域経済部社会・人材政策課
国土交通省関東地方整備局建政部計画管理課
国土交通省関東運輸局交通政策部交通企画課、観光部観光企画課
農林水産省関東農政局

4 地方公共団体

山梨県、甲府市、富士吉田市

5 金融機関

日本銀行甲府支店、山梨県銀行協会
山梨県信用金庫協会、山梨県信用組合協会
山梨中央銀行

6 その他

産業雇用安定センター山梨事務所、やまなし産業支援機構
山梨県社会保険労務士会